

○国土交通省告示第 号

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）第六条第一号及び第四号の規定に基づき、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（国土交通省告示第九百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

別表第二 実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準	改 正 前	備 設 び 及 施 営	一 略	二 察 実 習 空 域 修 了 審 査
ハ 修了審査において飛行機を用いる場合は、国土交通大臣 が適當と認めるものであること。	ハ 修了審査において飛行機を用いる場合、国土交通大臣 が適當と認めるものであること。 口 (略) (3) (2) (1) (2) (略) に掲げる者を補助する者	イ (5) (1) (略) (4) (略) (略)	(略)	基 準

るいふ。

(2) 原則として占用することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。

(3) 修了審査を行う場合に占有する空域の大きさは、次の算式によって算定した値以上とすること。

$$\begin{aligned} \text{縦} & 2Va^2/g\tan\theta + Ta \times Vc + 2B \\ \text{横} & 2Va^2/g\tan\theta + Tb \times Vc + 2B \\ \text{高度} & \text{百二十メートル} \end{aligned}$$

備考

これらの算式において、 V_c 、 V_a 、 θ 、 B 、 T_a 、 T_b 及び g は、それぞれ次の値を表すものとする。

V_c 無風状態での対地速度 無風状態での無人航空機の対地速度が一定であると仮定し、修了審査において用いる無人航空機について登録講習機関が設定した値

V_a 風速十五メートル毎秒の風が吹く環境における無人航空機の対地速度 V_c に十五メートル毎秒の速度を足し合わせた値

θ 旋回時に無人航空機が水平面に対し横に傾斜した角度 旋回時に無人航空機が水平面に対し横に傾斜した角度が一定であると仮定し、修了審査において用いる無人航空機の型式に応じてそれぞれに適した登録講習機関が設定した値

B 安全余裕 登録講習機関が設定した三十メートル以上の値

T_a 空域の縦方向において水平直線飛行を行う時間 修了審査において用いる無人航空機に適した時間として五秒を超えない範囲内で登録講習機関が設定した値

～。る限にのもるい用ていおに

いおに査審了修機空航人無用習実四	～略～三	
<p>(i) (4)(1) □ (6) (iii) (ii) (i) (5) (ii) (4)(1) イ (3) (略) (7) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</p> <p>トル地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において修了審査を行うこと</p> <p>トル地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において修了審査を行うこと</p> <p>が可能のこと。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。</p> <p>が可能のこと。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。</p>	(略)	<p>Tb 空域の横方向において水平直線飛行を行う時間 g 十五秒 重力加速度</p>

おに査審了修機空航人無用習実四	～略～三	
<p>(i) (4)(1) □ (6) (3) (2) (1) (5) (2) (4)(1) イ (3) (略) (7) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</p> <p>し、屋内など風の影響を受けない場合を除く。</p> <p>し、屋内など風の影響を受けない場合を除く。</p>	(略)	<p>Tb 空域の横方向において水平直線飛行を行う時間 g 十五秒 重力加速度</p>

～。る限にのもるい用て

ができること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。

(5) (ii)
(7) (略)

ハ 飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る修了審査において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。
(注1)

(1) 修了審査の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。

(2) 送信機との組合せ 二つの操作棒で加速と減速、上昇と下降、左右旋回が可能であり、かつ、伝送可能距離が一キロメートル以上ある送信機により、無人航空機の操作が可能であること。

(3) 地上の制御装置との組合せ 次に掲げる機能を有する地上の制御装置と組み合わせて衛星無線航法による自動飛行ができるものであること。ただし、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

- 能 (i) 無人航空機の飛行経路を任意に設定することができる機能
- 能 (ii) 無人航空機の飛行に関する情報及び映像等を外部のディスプレイに表示することができる機能
- 能 (iii) 対気速度、高度、無人航空機の位置及び飛行状態その他の無人航空機の飛行に必要な情報を飛行に支障のないよう遅滞なく表示することができる機能
- 能 (iv) 修了審査に必要な区画線を表示することができる機能

～。る限にのもるい用てい

ハ 飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る修了審査において用いる無人航空機は、国土交通大臣が適当と認めるものとする。

(5) (ii)
(7) (略)

(4) 無人航空機の大きさ 修了審査中に当該無人航空機及びその前後左右を目視により常時視認できる大きさであること。

(5) 飛行性能 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 地表から一・五メートルの高さにおいて風速五メートル毎秒の風が吹く環境において修了審査を行うことができること。

(ii) 修了審査を行う環境において、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしない場合にあっては、最低四十分以上（それ以外の場合は、最低二十分以上）の飛行が可能であること。

(6) 安全の確保 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(i) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、修了審査を受ける受講者が操縦する間においても、当該修了審査を行う修了審査員及び当該修了審査員又は当該受講者を補助する者が、オーバーライドができること。

(ii) 無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で実施されており、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

(iii) 簡単な操作により無人航空機を離着陸場周辺まで飛行させることができる。ただし、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

(7) (i) その他 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別する

ことができる灯火を有すること。ただし、昼間飛行についての限定をする技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

(ii) 無人航空機にカメラを搭載しており、修了審査を受ける受講者及び当該修了審査を行う修了審査員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、昼間飛行、目視内飛行及び最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする技能証明に係る修了審査を行う場合を除く。

(iii) 技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る修了審査を行う場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。

注 (略)	～略～ 七十 五	(略)
----------	----------	-----

注 (略)	～略～ 七十 五	
----------	----------	--

この告示は、
附 則

公布の日から施行する。